

埼玉県抗インフルエンザウイルス薬対策検討会議設置要綱

(設置)

第1条 新型インフルエンザの発生時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給に係る事項を検討するため、埼玉県抗インフルエンザウイルス薬対策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 検討会議の委員は、次に掲げる者の中から、保健医療部長が選任する。

- (1) 医師会関係者
- (2) 薬剤師会関係者
- (3) 卸売業関係者
- (4) 保健所職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他必要と認められる者

2 検討会議に会長を置く。

3 会長は、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を整理し、検討会議を代表する。

(所掌事務)

第3条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 県内の卸業者及び医療機関等の抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況等を短期間に把握する体制整備に関すること。
- (2) 県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出基準及び放出方法に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、検討会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 検討会議は会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

5 検討会議の会議は、原則として公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

（庶務）

第6条 検討会議の庶務は、保健医療部感染症対策課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、検討会議が定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月10日から施行する。

2 検討会議設置初年度の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。